

# 第3回1か月児健康診査に係る都内 共通受診方式の導入に向けた検討会

令和7年9月17日

(午後 5時00分 開会)

○砂賀事業連携担当課長 委員の先生方、お待たせいたしました。まだお見えになっていない方もいらっしゃるんですけども、定刻になりましたので、ただいまから、第3回1か月児健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は事務局を担当する福祉局子供・子育て支援部事業連携担当課長の砂賀でございます。本日の進行を担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず資料のご確認をお願いいたします。

2ページ目、資料1、次第の次のページでございますが、検討会の設置要領。それから3ページ目、資料の2、委員会委員名簿。4ページ目、資料3、検討の進め方。5ページ目、資料の4、健診に当たっての整理事項。6ページ目、資料の5、予診票の様式。10ページ目、連絡表の様式。12ページ目、事務の手引き。かなり飛んでいただきまして24ページ目、資料8、標準要綱案、それ以降は参考資料となっております。

事前に資料を送付させていただいております。皆様ダウンロードしていただいているということですが、もし過不足等ございましたら、挙手機能で教えていただければと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、検討会の運営につきまして、ご説明をいたします。検討会は公開となっております。本日、傍聴の方が1名いらっしゃいます。配布資料、議事録につきましては設置要綱第10に基づき、後日、ホームページで公開することとなります。

議事録につきましては、事務局で議事録を作成しまして、事前に委員の皆様を確認をさせていただきます。

また、本日は、オンラインによる実施となっております。ご発言に際は、手を挙げるボタンを押していただき、私から指名された後、ミュートを外してご発言いただきますようお願いいたします。

また、重ねてのお願いになりますが、ご発言が終わったときに、挙手を下げるところを押していただければ大変ありがたいです。

それでは、次第の2、委員の紹介に入ります。資料2の名簿をご覧ください。関係団体、関係行政機関の区分ごとに五十音順となっております。名簿順にご紹介させていただきます。

まず、順天堂大学医学部附属順天堂医院小児科・思春期科准教授、池野委員でございますが、遅れてのご出席となります。

続きまして東京都医師会理事、川上委員でございます。

○川上委員 よろしくをお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 続きまして、東京小児科医会副会長、澤田こどもクリニック院

長、澤田委員でございます。

○澤田委員 澤田です。よろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 続きまして、国分寺市子ども家庭部子育て相談室長、坂本委員でございます。

○坂本委員 坂本です。よろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 続きまして、瑞穂町福祉部子ども家庭センター課長、島崎委員でございます。

○島崎委員 島崎です。よろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 続きまして、中野区地域支えあい推進部鷺宮すこやか福祉センター所長、平田委員でございます。

○平田委員 平田です。よろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 なお、事務局として子供・子育て施策推進担当部長の瀬川が、出席の予定ですが、遅れての参加となっております、そのほかの委員は、名簿をもって紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第の３、都内共通受診方式導入に当たっての課題と方向性に入ります。

資料３に検討の進め方の資料を添付しております。本日は、青枠で囲ったとおり、健康診査の内容や公費負担額、受診票や連絡票の様式に加えまして、事務の手引きや標準要綱についてご議論いただきたいと考えております。今後、五者協での協議を経まして、令和８年１０月から共通受診方式の開始を見込んでおります。

続きまして、資料４の整理事項・資料５の受診票について事務局から説明させていただきます。

ちょうど今、池野委員も入られたとのことで池野委員よろしくお願いいたします。

○池野委員 よろしくお願いいたします。

○砂賀事業連携担当課長 それでは資料４、５の説明に移らせていただきます。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） 事務局の川嶋です。

資料４、都内共通受診方式導入に当たっての整理事項をご覧ください。こちらは前回の検討会でもお示しいたしましたが、主に赤字下線部分を追加しております。

まず、受診票利用開始日でございますが、令和８年１０月１日といたしまして、具体的には、「１０月１日以降に出生した児」としております。こちらについてですが、昨日の産婦健診の検討会におきまして、対象は１０月１日出産した産婦としていたのですが、「１０月１日以降に受診した産婦」にしたほうがよいという意見があり、医療機関等においても運用上、混乱が少ないのでは、というようなご意見がございました。この点、１か月児健診についても「１０月１日以降に受診した児」としたほうがよいかは、後ほど皆様にもご意見をいただきたいと考えております。

次の制度周知につきましては、都から医療機関等へ通知するとともに、医療機関向けの手引きの作成や、研修を通じて、運用に関する理解促進を図りたいと考えております。

また、医療機関と区市町村の連携についてでございますが、保護者の心身状態の不安や育児環境に関する事など、区市町村のフォローを急ぐ場合は、医療機関から区市町村へ連絡票を用いてご連絡いただきたいと考えております。連絡票の様式につきましては、後ほど議題で触れさせていただきます。

最後に公費負担額に戻しまして、こちらも前回からお伝えしておりました、国の補助単価を基準として、6,000円としてございます。こちらは医療機関への委託単価ということで、今回、受診票で定めた健診項目については、この単価で実施いただくこととしております。

続いて資料5、1か月児健康診査受診票様式（案）について、前回からの変更点を中心にご説明いたします。

受診票自体は3枚つづりですが、その上に6ページの「1か月児健康診査のご案内」を表紙としてつける予定です。こちらは、受診票の利用開始時期や受診方法など、1か月児健診受診に当たっての注意事項をまとめたものになります。

7ページ目からが受診票になります。1枚目は医療機関の控え、2枚目は保護者の控え、3枚目は医療機関が国保連に送付する請求原票で、3枚複写式となっております。

まず、1枚目の医療機関控えについてご説明いたします。前回の検討会から修正した箇所を赤字と青字で明示しております。

こちらの健診は、区市町村のほうで健診結果をデータ入力する必要がありまして、国から全自治体共通のデータ入力フォーマットが示されております。そのフォーマットに合わせて、日付を和暦から西暦記載としたほか、乳児の被保険者番号欄を追加、身長・頭囲を小数第1位まで記載するように修正、栄養法の記載順番の修正や、各所見欄に所見なしを追加しました。

また、前回の検討会でのご意見等を踏まえまして、修正した箇所は青字としております。具体的には、先天性代謝異常等検査欄については、前は「結果説明、済・未」としていましたが、分かりづらいことや、異常がある場合に精査医療機関につながっているかを確認することが重要という考えから、「異常なし・あり」に変更しました。

新生児聴覚検査欄につきましては、前は「正常、精査中、未」としておりましたが、1か月児健診時点では、精査が必要にもかかわらず精査できていない場合を把握し、適切に精査医療機関につなげることが重要との考えから、「要精査」という記載に変更し、その中で「精査中・精査未」の記載をいたしました。

また、育児環境の所見欄については、前は「母の心理状態」としていた部分を、「保護者の心理状態」と修正しました。

次に、2枚目の保護者控えについてご説明いたします。こちらは、医療機関控えから一部の項目を削除しております。具体的には、育児環境や保護者への懸念点に関する記載につきましては保護者本人に伝わることを避けたほうがよいという判断から、育児環境等の所見、心配事、栄養の欄のところを削除しております。

最後に、3枚目の請求原票についてですが、こちらの記載項目は1枚目の医療機関控えと同様となっております。こちらの原票が、国保連を経由し、健診から約1、2か月後に区市町村に届く形となります。

私からの説明は以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ただいまご説明いたしました事項についてご意見、ご質問などいかがでしょうか。ご発言のある方は挙手機能でお願いいたします。

そうしましたら、すみません、事務局からなんですけども、先ほどのご説明でも触れさせていただいたのですが、昨日の産婦健康診査の検討会で、利用開始につきまして、10月1日以降に出産、生まれた方ではなく、10月1日以降に受診した方としたほうが、医療機関側の混乱が少ないというご意見をいただいております。

いずれとした場合も、都民の皆様ですとか医療機関の皆様に丁寧に周知する必要があるとは考えているのですけども、事務局としましては、医療機関また都民への分かりやすさを踏まえ、産婦健診と1か月児健診の対象の考え方については統一をしたいと考えております。

産婦健診検討会の意見を踏まえますと、10月1日以降に受診した方のほうが分かりやすいとのことですが、その点についてご意見をいただければ大変ありがたいです。その点についてご意見いかがでしょうか。

昨日の流れもございますので、もしよろしければ、瑞穂町の島崎委員、ご意見ありましたらお願いいたします。

○島崎委員 すみません、瑞穂町です。

昨日も同じようなところで、検討したんですけれども、やはり先ほど事務局の方もおっしゃったとおり、先生方であるとか住民の方であるとか、また私ども事務をするほうも分かりやすいほうがいいのかということ、昨日もこんなことでお話があったと思います。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。

同じ自治体ということで国分寺市の坂本委員いかがでしょうか。

○坂本委員 産婦のほうでもご意見出たとおり、分かりやすいほうが良いということであれば、出生よりも、受診のほうが確かに分かりやすいかなと思います。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。急に振って申し訳ございません。

中野区の平田委員いかがでしょうか。

○平田委員 先日の特別区の母子保健担当課長会でも、その質問が出ていたと思うんですけども、やはりばらばらだと分かりにくいということがあって、産婦健診と1か月児健診は合わせるという話になっていたと思います。

その際に、たしか東京都さんからのご説明で、産婦健診は特に基準がないんだけど

も、1か月児健診は国の基準があるというふうなご説明があったと記憶しています。そのところがクリアできるのであれば、現場としては、10月1日以降に受診したがりやすいと思っています。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長　ありがとうございます。まさに私からその説明をさせていただいたと記憶していますけれど、今、画面の中央にあります対象者のところで、1か月児健診につきましては27日を超えて、生後6週に達しない乳児が対象ということで、期限がございまして、この中で受診をいただくのが望ましいと。産婦の場合には主に2週間後、4週間後でございますが、明確にここでなければならぬという基準がないので、何日以降に受診した方ですと、ご自身のご判断で受診票が使えるようになってから受診しようと適切な時期に受診いただけないんじゃないかということで、事務局案としては、10月1日以降に出生ということでお話をさせていただきました。

ただ先ほどお話にもありましたが、課長会様の中でも、また昨日の議論の中でも10月1日以降の受診のほうが分かりやすいのではないかというご意見をいただきましたので、もしよろしければそちらにそろえる形でいかがかなとは思いますが、医療機関の立場で先生方いかがでしょうか。

○池野委員　池野ですけれども、よろしいですか。

○砂賀事業連携担当課長　お願いいたします。

○池野委員　やっぱり生年月日見ながらやることが多いので、以降に出生した、これよりらしいのかな。我々は見てみた感じ分かりやすいなとは思ったんですけど。

○砂賀事業連携担当課長　以降に受診ではなく、以降に出生のほうが分かりやすいということでしょうか。

○池野委員　僕的にはそうですね、受診より。自分の施設で生まれた子がいるとやっぱり対象になった子がいると、生まれた時点であなた対象だよとちゃんと言えるかなという気がしたのですけれど。

○砂賀事業連携担当課長　ありがとうございます。

川上先生、いかがでしょうか。

○川上委員　私たちにとっては、赤ちゃんが来たときに生後何日から何日の間という条件がついていれば、生まれた日で区切らなくても同じなんです。いつからこのチケットが使えるかという観点で患者さんを診ていきますから、生まれた日は実はあんまり関係ないという点が一つあります。

それと、これ、昨日、資料全部読ませていただいていた、受診票自体はお母さんが妊娠中のときにもう渡してしまうということだったので、受診券を出生時に渡すというのであれば10月1日以後に生まれたお子さんというやり方がやりやすいと思うんですけど、そうじゃなくてそれ以前のどこかの時点から配ってしまっているとしたならば、10月1日以後に受診された方はみんな対象になりますよというほうが、お母さんたちの

混乱も少ないかなと。チケット入っているのに使えないのというよりは、いいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長　ありがとうございます。

澤田先生、いかがでしょうか。

○澤田委員　私も統一されているほうが大事かなと思います。産婦健診と1か月児健診とで統一されている運用体制のほうが間違いがなく、分かりやすい。このことのほうが大事かなと思いますので、私は10月1日以降に受診でよろしいと思います。

以上です。

○砂賀事業連携担当課長　ありがとうございます。

池野先生、いかがでしょうか。生まれた日をご覧になるというのも、もちろんあると思うんですけども産婦健診とずれると、都民の皆様が非常に混乱されるというのがあります。

○池野委員　分かりました。絶対的に僕の私見がどうこうというわけじゃなくて、よろしいかと思います。

○砂賀事業連携担当課長　ありがとうございます。

そうしましたら、こちらの対象者の考えにつきましては、10月1日以降に受診した方ということで、産婦健診のほうとも併せて区市町村の皆さんとも今後協議をしてまいりたいと思います。

そのほか、ご意見等ございますでしょうか。

続けてで大変恐縮ですが、実は受診票について、こちら昨日の検討会で、2つご意見をいただいております。

まず1点目でございますけども、本人の控え、今映しているものの2枚目になるんですけども、上段のアンケートの部分です。お母さん、お父さんが記入していただく部分ですけども、こちらについて、ほかのご家族であったり、後にもし自分の記録として、お子さんとかが見るということを考えますと、下のほうの例えば気分が沈んだり、うつな気分になったりすることがあるとか、ほかのご家族に知られるとよくないのではという情報があるので、2枚目については自分で記載したのですが空白にして、ご本人にはお返ししないほうがいいのではないかというご意見がございました。

これ産婦健診でいいますと、EPDSの質問があるんですけども、実際健診を始めております八王子市さんと葛飾区さんでは、やはりここは空白で、保護者の方にはお返ししていないというご意見もいただいております。

また二つ目でございますが、本人の控えにつきましては、3枚目として、今は本人の控えが2枚目になっているんですけども、3枚目に入れ替えたほうが複写にする場合に、先ほどの空白にするものが筆圧で2枚目と3枚目が写ってしまうようなことがあるので、3枚目と2枚目の順番を入れ替えたほうがいいのではないかとご意見がございま

した。

この場合、ほかの健診と本人控えと請求伝票の順番が変わることになりまして、医療機関側で混乱する可能性があるとか、特に問題がないようですとか、この部分についてもご意見をいただければ非常にありがたいと思っております。そのほかの点も含めましてご意見がございましたらお願いいたします。

先生お願いします。

○川上委員 川上です。順番は慣れの問題なので、どの順でもいいと思います。

実際予防接種で、区ごとに作っていると、区によって順番が違うということはよくあることで、それを私たちが理解してしまえば全然問題ないし、今回東京都内は共通様式になりますので、順番が替わってもいいかなと思います。

ただ6～7か月児健康診査とか9～10か月児健康診査は、たしか医療機関控え、保護者控え、行政に提出用という順番になっていたと思いますので、最初にこれは違うよということに注意していただければ、何も問題ないと思います。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。周知につきましては、この後にご説明します事務の手引き等も含めて、きちんとご理解していただけるようにやっていけたらと思っております。

こちらの内容につきまして、この点も含めましていかがでしょうか。

今の時点で特になければ次の議題に進ませていただきます。後からでもご質問を話していただけますので。

それでは、医療機関と区市町村等の連絡票について事務局から説明をさせていただきます。資料の6をご覧ください。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 事務局の藤原です。資料6、連絡票についてご説明いたします。

1か月児健診に限らず、母子保健事業での医療機関と区市町村、医療機関同士の連絡にも活用していただけるように作成いたしました。

医療機関の場合、FAXを連絡手段としている場合が多いと聞いていますので、FAXを送信し、電話で補うことを想定しております。

記入例のほうをご覧くださいと思います。

上段の太枠の「個人情報」に当たる部分につきましては、空白のままFAXをして、電話で伝えていくという部分になります。

その下の「連絡事項」については、1か月児健診では、子供の成長発達や疾患の疑い等とともに、育児環境、保護者の健康状態等を記載していただくようにいたしました。

1か月児健診では、このメンタルヘルスのところは、特に記載をせず、飛ばしていただくようになりますが、共通のものとしてそのまま残しております。

その下の「母等への説明内容」については、情報提供の同意の有無、専門病院の受診の必要性の説明が済んでいるか、まだか、専門病院の紹介の有無等にマルをつけていた



だくという形にしております、

連絡票の説明は以上でございます。

○砂賀事業連携担当課長　ただいまご説明しました点につきまして、ご意見、ご質問ある委員はいらっしゃいますでしょうか。

中野区、平田委員お願いいたします。

○平田委員　すみません。1点質問なんですが、この連絡票FAXじゃなくてメールでのやり取りも想定していいんでしょうか。

というのは、中野区の場合、FAXは自動的に出てこなくて、受信後に担当が誰か取りに行かないとプリントアウトされないの、届いたということが分からない場合があるので、できればメールのほうが分かりやすいかなと思っているんですが、ちょっと些末なことですが、お願いいたします。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当）　この点につきましては、区市町村のご判断で運用していただければよいというふうに考えております。あくまでも、様式があったほうが、皆様がお使いになりやすいかなということで、ご提案をしております。

○平田委員　承知いたしました。ありがとうございます。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当）　区市町村のご判断ではありますが、医療機関側のご事情も確認した上でということで、現在も中野さん是对応されているということで、よろしいでしょうか。すみません、逆に質問をしてしまって。

中野さんではこれまでの連絡表など、これに代わるもののやり取りの際に、メールで医療機関とスムーズにご対応いただけているということになりますでしょうか。

○平田委員　いや、やはり紙が基本なのですが、FAXで送りましたとご連絡していただく形になってしまうので、それはそれで手間で申し訳ないかなと思ったものから、現状は違います。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当）　分かりました。その点でいいますと今回、ご提案している連絡票が個人情報を書かずに、お送りしているわけなので、電話が必ず入ることになります。そうしましたときにプリントアウトしていただいて、個人情報の欄を確認するということがしたら大丈夫でしょうか。

○平田委員　大丈夫です、ありがとうございます。

○砂賀事業連携担当課長　ありがとうございます。

川上先生、いかがでしょうか。

○川上委員　川上です。個人情報の欄は全く空欄で送るとするのは、もし同時に何本かFAXが入ったときに、区別がつかなくなるおそれがあると思いますので、せめてイニシャルを。コロナのとき、発生動向調査の紙を送っていたときには、たしか片仮名で、私だったら川上一恵だから「カカ」とか、あるいは途中の名前を伏せ字にするとか、やっぱり複数入ってきたときでも何らかの形で確認が取れる形で送らないと、真っさらなので送った場合、分からなくなってしまうと思うんですけど、その点はどのようにお考えで

しょうか。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） ご意見ありがとうございます。確かに複数来られたときに間違えてはよくないと思っております。

ではイニシャルですとか、最初先生がおっしゃってくださったように片仮名の一番最初の文字ですとか、そういった例を示させていただくようにしたいと思います。

○砂賀事業連携担当課長 ありがとうございます。そのほかご質問等ございますでしょうか。

よろしければ、次の次第に進ませていただきます。

続きまして、次第の４、事務の手引き及び標準要綱の検討についてでございます。

資料７の事務の手引き、資料８の標準要綱について、事務局からご説明させていただきます。

○藤原家庭支援課課長代理（母子保健調整担当） 資料７、医療機関向けの手引きについてご説明します。１２ページになります。

受診票の利用開始日について、先ほどご意見をいただきましたので、こちらには１０月１日以降に出生した児となっておりますが、ご意見を反映しまして、１０月１日以降に受診した児と変更いたします。

それに伴いまして１３ページにつきましては、もともとの１０月１日以降に出生した児に伴う対象の考え方を示したものですので、本日はこちらの説明を省略し、手引きのほうからも削除というふうにしていきたいと思います。

続きまして少し飛びまして１６ページです。受診票になりまして、こちら各項目の記載方法についてお示ししました。

身長、体重につきましては、乳児用のデジタルスケールを用いるなど、こども家庭庁の示す「１か月児健康診査マニュアル」に適した方法で測定していただいて、身長は、小数点第１位まで、体重は１０グラム単位以内での記載をお願いするということを書いてございます。

１７ページをご覧ください。新生児聴覚検査については、リファアになった場合タイトなスケジュールで、対応が複雑になりますので、詳しく掲載をいたしました。また、精密検査がまだの場合や確認検査がリファアでサイトメガロウイルス検査を実施していないというような場合は、連絡票にて区市町村にご連絡いただく旨も記載しております。

次の先天性代謝異常等検査の結果については、１か月児健診の場合、出産した医療機関だけとは限らないということで、出産した医療機関であるかそうでないかによって別々に記載をいたしました。

１８ページをご覧ください。ビタミンＫ２投与については、こども家庭庁のマニュアルには３回法と３か月法のいずれの方法でも内服状況を確認するとございますので、この手引きのほうには、その後の内服予定の確認や投与を行うとしております。

続いて２０ページにお進みいただきまして、区市町村への連絡事項等のことについて、

連携についての項目になります。連絡票の活用と引継ぎ例を記載いたしました。

２２ページにお進みください。こちらによくある質問として、想定されるものを記載しました。

最後ですが２３ページには、連絡票を送る区市町村の保健センターなどが分かりますように区市町村の連絡先ですとか参考にしていただくマニュアルなどのリンク先をまとめて記載してございます。

以上で手引きについての説明を終わります。

○川嶋家庭支援課課長代理（母子保健担当） 最後に、資料８、１か月児健康診査実施要綱（案）について、ご説明いたします。

こちらは各区市町村が要綱を定める際の、標準的な要綱となります。対象や実施医療機関、実施方法などを具体的に記載してございます。

２５ページの第４、実施方法及び内容の６では、実施医療機関や区市町村との連携に関する内容も記載してございます。

また、第５以降では受診票に関する取決めや、健診委託料等の請求について記載してございます。公費負担額の単価につきましては要綱には記載せず、別途締結する委託契約書の中に記載することになります。

なお、本日は申請様式等の詳細は添付しておりませんが、先ほどご説明した受診票や連絡票については、要綱の様式として位置づけることとしております。

こちらの要綱に加え、制度開始時期や公費負担額の単価等について、今後、五者協への付議を予定してございます。

標準要綱の説明は以上になります。

○砂賀事業連携担当課長 ただいまご説明した点につきまして、ご意見、ご質問のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では全体を通してご意見やご質問等ございますでしょうか。

それでは、ただいまご説明させていただきました事務の手引きや標準要綱に添って、健診を実施してまいりたいと思います。

ほかにございませうでしたら、以上をもちまして第３回１か月児健康診査に係る都内共通受診方式の導入に向けた検討会を終了させていただきます。

この後、本日の内容を踏まえまして、制度の開始時期であったりとか、本日お示しました標準要綱案につきまして、１１月以降の五者協にて協議をしてまいりたいと思います。もしそこでご承認いただけましたら、健診の実施を前提に、研修の内容であったり、事務の手引きのブラッシュアップについて、来年２月の第４回検討会でさらなる議論をお願いできればと思っております。日程につきましては別途で調整をさせていただきます。

本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

(午後 5時38分 閉会)